

年金生活者等臨時福祉給付金

臨時福祉給付金 対象者に申請書等を送付します

☎ 税務課 税務係 ☎65・1076

「一億総活躍社会」の実現に向け、低所得の高齢者を支援し、平成28年前半の個人消費の下支えに資するため、年金生活者等支援臨時福祉給付金が支給されます。

対象と思われる方に申請書などを4月中旬に送付します。

【申請先】

平成27年1月1日に住民登録のある市町村

【申請期間】

4月18日～7月19日の役場開庁日

【対象】①②どちらにも該当する人

①平成27年度分の町民税(均等割)が課税されていない人

②平成28年度中に65歳以上となる人

※課税されている人に扶養されている場合や生活保護受給者などは対象外

【その他】

市町村により申請方法・期間などが異なりますので、詳しくは申請先の市町村にお問い合わせください



お知らせ

障がいのある方への軽自動車税減免制度

軽自動車税の減免制度

☎ 税務課 税務係 ☎65・1076

【申請期間】5月初旬に発送する納付書が届いてから納期限の7日前まで

※申請期間以降の受付はできません

【対象】身体障がい者や身体障がい者と生計を一にする人 ※障害の程度には要件があります

【申請に必要なもの】○納税通知書および納付書 (5月初旬発送予定) ○身体障害者手帳、療育手帳など ○運転免許証 ○印鑑 ○個人番号に関するもの

【その他】減免される車は1台に限られます。自動車税(普通車)を減免する人は、軽自動車税の減免を受けることができません



お知らせ

各家庭の水道メーターの交換を行います

水道メーター交換

☎ 水道課 水道係 ☎65・3241

水道法で定められた使用期限(8年間)を迎える水道メーターの交換を行っています。

【交換時期】毎月中旬～下旬

【交換を実施する水道業者】

○谷口住設 ○有限会社福岡設備

○福沢水道設備店 ○オガタス住設

【作業内容】

○在宅の場合、声かけ後に作業を行います

○不在の場合も作業を行い、作業を行った旨の通知文書を投函します

○作業時間は10分程度ですが、作業中は水道

が利用できません。交換費用は無料です



お知らせ

有害鳥獣の捕獲を実施 入山時にはご注意ください

有害鳥獣の捕獲を実施

☎ 園産業振興課 農林振興係 ☎65・1106

有害鳥獣とされるイノシシ・シカによる農作物の被害を防止するため、内山田・土師・九郎丸などの町内山間部において、銃器・わなによる「有害鳥獣捕獲」を実施します。入山時にはご注意ください。

【実施期間】4月1日～平成29年3月31日



お知らせ

有害鳥獣に対する報奨金 イノシシ・シカ・アナグマ 捕獲に対して報奨金

有害鳥獣に対する報奨金

☎ 園産業振興課 農林振興係 ☎65・1106

有害鳥獣による農作物の被害を防止するため、有害鳥獣の捕獲に対して報奨金を交付します。

【実施期間】4月1日～10月31日

【対象】イノシシ・シカ・アナグマ

【報奨金額】1頭当たり1万円

【その他】報奨金を受けるには、狩猟免許取得者で、有害鳥獣捕獲のための町の許可を受ける必要があります。狩猟免許取得のための狩猟試験(県主催)は7月頃実施予定です